

# 福井県報

第 160 号  
令和 3 年  
8月31日(火)  
火曜日発行

## 目次

(※は、県例規集登載事項)

### 規則

※福井県行政組織規則および福井県公印規則の一部を改正する規則(三七・人事課)

### 告示

○公印の調製(三四七・情報公開・法制課)……………四

○有害な興行の指定(三四八・県民安全課)……………四

○救急業務に係る医療機関の認定(三四九・丹南保健所)……………四

○福井県知事許可漁業における制限措置および申請期間(三五〇・水産課)……………四

○保安林の指定の解除(三五二・森づくり課)……………七

○道路の位置の指定(三五二・丹南土木事務所)……………七

### 訓令

※福井県出先機関事務決裁規程の一部を改正する訓令(二三・人事課)……………九

### 公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(道路保全課)……………一〇

○開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………一〇

### 人事委員会規則

※福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(二五)

……………一〇

※福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(二六)……………一一

※初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(二七)……………一二

### 人事委員会公告

○令和三年度福井県職員採用I種試験(追加募集)の実施……………一二

### 監査委員会告示

○住民監査請求の結果の公表(二三)……………一二

### 公安委員会規則

※福井県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則(五・総務課)

……………一五

### 公安委員会告示

○警備業法第二十三条第一項の規定による検定の実施(一〇六・生活安全企画課)

……………一六

### 福井海区漁業調整委員会指示

○漁業法第二百二十条第一項の規定に基づく指示(三十八)

……………一七

規則

福井県行政組織規則および福井県公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年八月三十一日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第三十七号

福井県行政組織規則および福井県公印規則の一部を改正する規則

(福井県行政組織規則の一部改正)

第一条 福井県行政組織規則(昭和三十九年福井県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(所掌事務)

第三十八条の七 (略)

(名古屋事務所の附置)

第三十八条の七の二 県政の振興のための情報発信および企業誘致の促進を図り、あわせて県人の就職等を支援するため、大阪事務所に名古屋事務所を附置する。

(名称および位置)

第三十八条の七の三 名古屋事務所の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県名古屋事務所	名古屋市中村区名駅三丁目二六番八号

(所掌事務)

第三十八条の七の四 名古屋事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 県の情報発信の推進に関すること。
- 二 県人会その他各種団体との連絡に関すること。
- 三 企業誘致に関すること。
- 四 県人の就職等に関すること。
- 五 県物産の紹介、宣伝および販路開拓に関すること。
- 六 海外市場および国内市場の調査に関すること。
- 七 観光宣伝およびあつせんに関すること。
- 八 前各号のほか、県政の振興に関すること。

(京都事務所の附置)

第三十八条の七の五 (略)

(名称および位置)

(所掌事務)

第三十八条の七 (略)

(略)

(京都事務所の附置)

第三十八条の七の二 (略)

(名称および位置)

第三十八条の七の六 (略)

(所掌事務)

第三十八条の七の七 (略)

(福井県公印規則の一部改正)

第二条 福井県公印規則(昭和三十三年福井県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

別表第一 職印(第二条関係)

改正後

公印の種類	寸法	制式	使用範囲	管守者
	(単位センチメートル)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
出先機関の事務局(部長)印	(略)	(略)	(略)	(略)
附置機関の長印	方二・一	福井県 (附置機関名) 長印	一般文書用	附置機関の長
出納員印	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第一 職印(第二条関係)

改正前

公印の種類	寸法	制式	使用範囲	管守者
	(単位センチメートル)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
出先機関の事務局(部長)印	(略)	(略)	(略)	(略)
附置機関の長印	方二・一	福井県 京都事務所 所長印	一般文書用	福井県京都事務所 長
出納員印	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第三十八条の七の三 (略)

(所掌事務)

第三十八条の七の四 (略)

附則

この規則は、令和三年九月一日から施行する。

## 告示

## 福井県告示第347号

公印の調製をしたので、福井県公印規則（昭和33年福井県規則第52号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月31日

福井県知事 杉本 達治

調製した公印

使用開始年月日 令和3年9月1日

規格 方2.1センチメートル

印影 福井県名古屋事務所長印



## 福井県告示第348号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和3年8月31日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性・残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和3年8月19日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	痴漢人生模様 車内で連結	深町組 〈新東宝映画〉
映画	ワリゾナント 狂暴な悪夢 (原題) MALIGNANT	ワーナー・ブラザーズ映画 (アメリカ)

## 福井県告示第349号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月31日

福井県知事 杉本 達治

- 区分 救急病院
- 名称 木村病院
- 所在地 福井県鯖江市旭町4丁目4番9号
- 認定の有効期間  
自 令和3年9月1日  
至 令和6年8月31日

## 福井県告示第350号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、および同項の規定を実施するため、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業および福井県漁業調整規則（令和2年福井県規則第56号。以下「規則」という。）第4条第1項各号に掲げる漁業につき、規則第111条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置および申請すべき期間を次のように定めたと公示する。

令和3年8月31日

福井県知事 杉本 達治

- 許可または起業の認可をすべき船舶等の数および船舶の総トン数または漁業者の数その他の制限措置

表1 法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業

漁業種類		漁具の種類 その他 の漁業の 方法	許可または起業 の認可をすべき 船舶等の数	船舶の総 トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む 者の資格
漁業種類 の名称	水産動植 物の種類							
機船底び ぎ網漁業 (手繰第 1種漁業 )	(略)	(略)	0 (許可または起 業の認可を受け ている船舶の数: 38隻) 0 (許可または起 業の認可を受けて いる船舶の数: 9隻)	(略)	(略)	(略)	(略)	福井県に住 所を置く者  石川県に住 所を置く者
なまここ ぎ網漁業 (手繰第 2種漁業 )	(略)	(略)	7 (許可または起 業の認可を受け ている船舶の数: 7隻)	(略)	(略)	(略)	(略)	小浜市のう ち、小浜地 域、西津地 域および内 外海地域(甲ヶ崎、弘 谷、堅海、若狭の地区 に限る) に住所を置 く者
なまこけ た網漁業 (手繰第 3種漁業 )	(略)	(略)	1 (許可または起 業の認可を受け ている船舶の数: 9隻)	(略)	(略)	(略)	(略)	小浜市のう ち、小浜地 域、西津地 域および内 外海地域(甲ヶ崎、弘 谷、堅海、若狭の地区 に限る) に住所を置 く者

表2 規則第4条第1項第17号に掲げるあわび漁業

漁業種類	漁業種類 水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	許可または起業の 認可をすべき船舶 等の数	船舶の総 トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む 者の資格
あわび漁業	(略)	(略)	0 (許可または起業の認可を受けている漁業者の数：53) 2 (許可または起業の認可を受けている漁業者の数：8)	(略)	(略)	(略)	(略)	あわら市 坂井市 福井市 越前町 に住所を置く者 小浜市に住 所を置く者 高浜町に漁

表3 規則第4条第1項第18号に掲げるなまこ漁業

漁業種類	漁業種類 水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	許可または起業の 認可をすべき船舶等の数	船舶の総 トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む 者の資格
なまこ漁業	(略)	(略)	0 (許可または起業の認可を受けている漁業者の数：43) 0 (許可または起業の認可を受けている漁業者の数：7) 2 (許可または起業の認可を受けている漁業者の数：7)	(略)	(略)	(略)	(略)	あわら市 坂井市 福井市 越前町 に住所を置く者 小浜市に住 所を置く者 高浜町に漁

		ている漁業者の 数：16)			業の根拠地 を有する者
--	--	------------------	--	--	----------------

2 許可または起業の認可を申請すべき期間

(1) 小型機船底びき網漁業

ア なまここぎ網漁業

令和3年11月1日から令和3年11月30日まで

イ なまこげた網漁業

令和3年9月1日から令和3年9月30日まで

(2) あわび漁業およびなまこ漁業

令和3年9月1日から令和3年9月30日まで

福井県告示第351号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月31日

福井県知事 杉本 達治

1 解除保安林の所在場所

福井市西二ツ屋町1字大塚1の14・大窪町42字鼈屋山1の27

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

福井県告示第352号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月31日

福井県丹南土木事務所長 田中 秀樹

1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名

福井県越前市東千福町25番30号

西部開発

中屋 敬三

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 <small>(単位:メートル)</small>	延長 <small>(単位:メートル)</small>
越前市上大坪町8字小島1番1の1部、2番1の一部、16番の一部	6.00	45.50



# 訓 令

福井県訓令第 13号

各出先機関

福井県出先機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年8月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県出先機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

福井県出先機関事務決裁規程（昭和50年福井県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2（第3条関係）出先機関の事務局長、次長、部長、課（室）長等の専決事項 ア～ケ（略） コ 名古屋事務所長の専決事項	別表第2（第3条関係）出先機関の事務局長、次長、部長、課（室）長等の専決事項 ア～ケ（略）
<ol style="list-style-type: none"><li>1 附置機関の職員（所長を除く。）の休暇その他服務に関すること。</li><li>2 庁舎等の管理に関すること（重要なものを除く。）。</li><li>3 文書等の收受または受信、発送または発信ならびに保管および保存に関すること。</li><li>4 公印の保守および鍵情報格納カードの管理に関すること。</li><li>5 附置機関の職員の事務分掌の決定に関すること。</li><li>6 定例的または軽易な通知、催告、報告、届出、進達、照会、回答等に関すること。</li><li>7 その他事務処理に付随して生じる事項のうち定例的または軽易な事項</li></ol>	コ サ シ ス セ ソ タ （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）

附 則

この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

## 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月31日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量  
クレーン付きトラック（車両総重量8t未満） 7台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県土木部道路保全課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年7月28日
- 4 落札者の名称および住所  
レンタカーパートナーズ株式会社  
オックスレンタカー福井駅前店  
福井市日之出2丁目8-5
- 5 契約金額  
119,658,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和3年6月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月31日

福井県知事 杉本 達治

- 1 開発区域または工区に含まれる地域の名称  
坂井市坂井町宮領14字伊井田2番、3番および4番
- 2 開発許可を受けた者の住所および氏名  
吉田郡永平寺町松岡芝原2丁目41番地  
豊島織維株式会社  
代表取締役社長 豊島 雅之

## 人事委員会規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年八月三十一日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第十五号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則（昭和三十二年福井県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第十一知事の事務部局の部大阪事務所の項の次に次のように加える。

名古屋事務所										
附 則										

この規則は、令和三年九月一日から施行する。

福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年八月三十一日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第十六号

福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

福井県の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年福井県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第二(第二条関係)

別表第二(第二条関係)

出先機関

出先機関

組織			職員		
(略)	大阪事務所	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	名古屋事務所	所長	(略)	(略)	(略)
(略)	京都事務所	(略)	(略)	(略)	(略)

組織			職員		
(略)	大阪事務所	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	京都事務所	(略)	(略)	(略)	(略)

附則

この規則は、令和三年九月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年八月三十一日

福井県人事委員会

委員長 野村 直之

### 福井県人事委員会規則第十七号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十四年福井県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表知事の事務局局部の部大阪事務所の項の次に次のように加える。

名古屋 事務所				所長			

#### 附 則

この規則は、令和三年九月一日から施行する。

## 人事委員会公告

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定に基づき、令和3年度の福井県の職員採用1種試験（追加募集）を実施するので、職員の任用に関する規則（昭和57年福井県人事委員会規則第6号）第8条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月31日

福井県人事委員会

### 1 試験の区分および採用予定人員

試験の区分		採用予定人員
林学	一般方式	4人程度
	新方式	
	一般方式	
電気	新方式	1人程度

### 2 受験資格

受験することができる者は、昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者または平成12年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認めるものを含む。以下同じ。）を現に卒業した者もしくは令和4年3月31日までに卒業する見込みの者とする。ただし、日本の国籍を有しない者および地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれかに該当する者は、受験することができない。

### 3 試験の日時、場所および方法ならびに合格者の発表の時期および方法

- (1) 第1次試験  
ア 日時

令和3年10月17日（日）午前9時から

イ 場所

(ア) 福井市またはその近郊

(イ) 東京都内

ウ 方法

大学卒業程度の知識、能力等について、一般方式試験では教養試験、新方式試験では基礎能力試験を行う。また、両試験とも専門試験および適性検査Ⅰを行う。

エ 合格者の発表の時期および方法

令和3年10月28日（木）に福井県のホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者にはその旨を書面により通知する。

### (2) 第2次試験

ア 日時

令和3年11月中下旬

イ 場所

福井市内（予定）

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、論文試験、口述試験および適性検査Ⅱを行う。

また、一定の語学資格を有する者について、一定点を総合得点に加点する。

### (3) 最終合格者の発表の時期および方法

令和3年12月中旬に、福井県のホームページに最終合格者として第2次試験の合格者の受験番号を掲載するほか、第2次試験の受験者全員に合格の結果を書面により通知する。

### 4 受験手続

#### (1) 受験の申込みの方法

ふくえーねっと電子申請サービスを利用して申し込むこと。

#### (2) 受付期間

令和3年8月31日（火）から同年9月21日（火）まで

### 5 その他

(1) 試験に関する問合せは、福井県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に作成する試験案内を参照すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症の拡大の状況により、試験の日時、場所を変更する場合があります。

## 福井県公告第13号

### 福井県監査委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定

による住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を行い、その結果を令和3年8月23日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

令和3年8月31日

福井県監査委員	笹岡 一彦
同	西畑 知佐代
同	江川 権一
同	伊藤 和弘

第1 請求の内容

原文のとおり (事実証明書は省略)。

福井県職員措置請求書

請求の要旨

福井県知事に、令和3年6月30日現在、福井県アーチェリーセンターの備品である雨天練習ケージを指定管理団体であるアーチェリークラブライオンズ振興協議会に賠償させず放置しているという財産管理を怠る事実がある。

依って、福井県知事は指定管理団体に賠償させ、県には財産管理を怠らないことを催告されたい。

第2 請求人 (略)

第3 請求の受理

令和3年7月9日に要件審査を行い、本件措置請求の受理を決定した。

第4 監査の実施

1 請求人による新たな証拠の提出および陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和3年7月16日に新たな証拠の提出および陳述の機会を設け、請求人は請求の要旨を陳述した。

2 監査対象機関の監査

監査対象機関 (以下「対象機関」という。)を福井県交流文化部文化・スポーツ局スポーツ課とし、関係書類の提出および説明を求めた。

3 関係人の調査

法第199条第8項の規定により、本件請求の関係人である福井県アーチェリー・クラブライオンズ振興協議会に対して調査を行った。

## 第5 監査の結果

## 1 事実関係の確認

対象機関に対する監査および関係人への調査の結果、次の事実を確認した。

- (1) 本件請求に係る雨天練習クーージについて
- 雨天練習クーージ(以下「当該備品」という。)は、県が国体強化指定選手の練習のために射場に整備(平成30年3月)したものであり、整備以来国体強化指定選手の練習に専ら使用されていた。
  - 当該備品の整備にあわせて国体強化指定選手専用レーンを設置した。
- (2) 当該備品および福井県立アーチェリーセンターの管理について
- 福井県立アーチェリーセンター(以下「センター」という。)は、福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンターの管理に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)に基づき、県が管理・運営業務を指定管理者である福井県アーチェリー・クライミング振興協議会(以下「指定管理者」という。)に委託している。
  - 当該備品は、国体強化指定選手の練習のために県が整備(平成30年3月)したものであり、当時の基本協定書(指定管理期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日)において、指定管理者の管理物件とはなっていない。
- (3) 当該備品の破損および破損後の状況について
- ア 破損の経緯
- 令和3年1月8日(金)からの降雪により破損した。
  - 降雪に備え、事前(1月8日)に天幕の除雪などを実施したが、その後予想外の大雪により同月11日に破損していることを確認した。
- イ 破損後の状況
- 破損した当該備品は、国体強化指定選手専用レーンの後方の射場外へ移動し、アンカーで固定し、強風等への対策を行うなど安全管理を行うとともに、射場の屋根付きクーージの一部を射場に移動し雨天練習用として使用しており、国体強化指定選手の練習に支障はない。
  - 県では、大雪による破損後、積雪に強いものを再整備することとした。新たな設備の仕様については時間を要することから、工事は令和3年度に行うこととし、施工に向けて、当該備品について対応可能な県内外の業者と協議を進めたが、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う移動制限があったことから仕様の確定・設計に時間を要した。完成は10月の予定となっている。

## 2 判断

- (1) 当該備品の管理責任について

当該備品は、国体強化指定選手の練習用として県が整備したものであり、基本協定書第4条に規定されている指定管理者の管理物件ではないため、県が管理責任を負うものである。

- (2) 指定管理者への賠償請求について

上述のとおり、当該備品の管理責任は県が負っていることから、指定管理者に賠償を求めることは適当でない。

- (3) 当該備品に係る県の管理状況について

## ア 破損前の状況

「顕著な大雪に関する福井県気象情報」が発表されたため、大雪に備え事前に天幕の除雪を行うなど破損防止措置を講じていたが、短時間に顕著な降雪を観測する想定外の大雪であったこと、大量の降雪によりアーチェリー場は使用不能となり、直ちに除雪等の対応を取ることができない状況であったこと等を考慮すると、今回の破損は大雪という不可抗力の災害に起因するものであると考えられる。

## イ 破損後の状況

破損後、当該備品を射場外へ移動し、アンカーで固定し強風等への対策を行うなど安全確保の措置を講じている。

さらに、射場の屋根付きクーージの一部を射場に移動し、雨天練習用として使用しており、国体強化指定選手の練習に支障は生じていない。

なお、県は、当該備品の再整備について、対応可能な県内外の業者と協議を進めた。積雪に強いものとするための新たな仕様の検討や新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う移動制限の影響により作業に時間を要したものの、現在、再整備工事の着工に向けて準備が進められている。

以上のことから、県は破損前については管理を怠っておらず、破損後についても適切に管理を行っているといえる。

## 3 結論

本件措置請求には、理由がないものと認め棄却する。

# 公安委員会規則

福井県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年八月三十一日

福井県公安委員会 委員長 奥井 隆

福井県公安委員会規則第五号

福井県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

福井県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成六年福井県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（ストーカー規制法関係の事務の委任）</p> <p>第四条 公安委員会は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号。以下「ストーカー規制法」という。）第十七条第一項の規定により、次の事務を本部長に委任する。</p> <p>一 一八（略）</p> <p>九 ストーカー規制法第五条第十一項の規定による送達に関する事務（次項第三号の規定により一の警察署長が当該送達を行った場合を除く。）</p> <p>十（略）</p> <p>2 公安委員会は、ストーカー規制法第十七条第一項の規定により、次の事務を警察署長に委任する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第一号の規定による命令に係るストーカー規制法第五条第十一項の規定による送達に関する事務</p> <p>四（略）</p>	<p>（ストーカー規制法関係の事務の委任）</p> <p>第四条 公安委員会は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号。以下「ストーカー規制法」という。）第十七条第一項の規定により、次の事務を本部長に委任する。</p> <p>一 一八（略）</p> <p>九（略）</p> <p>2 公安委員会は、ストーカー規制法第十七条第一項の規定により、次の事務を警察署長に委任する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三（略）</p>

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

# 公安委員会告示

## 福井県公安委員会告示第106号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和3年8月31日

福井県公安委員会

委員長 奥井 隆

1 検定の区分、実施日、時間および場所

(1) 検定の区分、実施日および時間

ア 学科試験

検定の区分	実施日	実施時間
雑踏警備業務1級	令和3年11月30日（火）	午前9時30分から 午前11時まで
雑踏警備業務2級		午後2時から 午後3時30分まで

イ 実技試験

検定の区分	実施日	実施時間
雑踏警備業務1級	令和4年1月6日（木）	午後1時から 午後5時まで
雑踏警備業務2級		午前8時30分から 正午まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部地下1階B102会議室

イ 実技試験

福井県越前市余田町第2号1番地1

福井県警察本部交通部運転免許課丹南分室

2 定員

各20人

3 受検資格

(1) 雑踏警備業務2級

福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する警備員

(2) 雑踏警備業務1級

(1)に掲げる者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上ある者  
イ 福井県公安委員会が、アに掲げる者と同等以上の知識および能力を有すると認める者

4 検定試験の方法および内容

学科試験および実技試験により行う。

ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 申請手続等

(1) 受付期間

令和3年10月25日（月）から同年10月29日（金）までの午前9時から午後

0時までおよび午後1時から午後5時までの間

ただし、定員になり次第受付を終了する。

(2) 検定申請書等の提出先



検定を受けようとする者（以下「検定申請者」という。）の住所地または検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署  
 なお、原則として本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの） 2葉

ウ 検定申請者の住所地を管轄する警察署に申請する者については、その者の住所地を疎明する書面 1通

エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する者については、その者が当該営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 3(2)アに該当する者については、雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写しおよび当該合格証明書の交付を受けた後、当該業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面 各1通

カ 3(2)イに該当する者については、当該疎明書面 1通

(4) 受検手数料  
 13,000円に相当する福井県証紙により納入するものとし、検定申請書提出時に提出すること。  
 なお、納付された受検手数料は、返還しない。

6 その他

(1) 検定受検時の携行品

ア 学科試験

- ・ 筆記用具
- イ 実技試験
- ・ 筆記用具
- ・ 室内用運動靴

(2) 受検票の交付

受検票は、学科試験当日の受付時に交付する。  
 検定に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課  
 電話0776-22-2880（内線3192、3193）または各警察署生活安全課（係）

**福井海区漁業調整委員会**

福井海区漁業調整委員会指示第3-8号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和3年8月31日

福井海区漁業調整委員会

会長 小林 利幸

第1 底びき網漁業の操業の制限

次の表の左欄に掲げる海域においては、それぞれ当該右欄に掲げる期間、底びき網漁業の操業を禁止する。

海域	期間
次の点1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25および1の各点を順次に結ぶ線によって囲まれた海域	毎年3月21日からその年の6月30日まで（ただし、鋸崎から正北の線以西についてははその年の5月31日まで）
1 福井県と石川県の陸岸の境界の地点から真方位315度の方向に引いた直線上における水深350mの地点	毎年9月1日からその年の11月5日まで
2 北緯36度33.682分 東経135度53.824分	
3 北緯36度15.184分 東経135度40.826分	
4 北緯36度09.185分 東経135度33.827分	
5 福井県と京都府の陸岸の境界の地点から正北の方向に引いた直線上における水深350mの地点	
6 福井県と京都府の陸岸の境界の地点から正北の方向に引いた直線上における水深250mの地点	
7 北緯35度59.486分 東経135度29.828分	
8 北緯35度58.336分 東経135度32.827分	
9 北緯35度53.187分 東経135度43.177分	
10 北緯35度55.687分 東経135度49.327分	
11 北緯36度00.186分 東経135度52.328分	
12 北緯36度02.336分 東経135度51.728分	
13 北緯36度06.585分 東経135度49.825分	
14 北緯36度11.685分 東経135度44.826分	
15 北緯36度11.185分 東経135度40.826分	
16 北緯36度12.185分 東経135度40.826分	
17 北緯36度14.684分 東経135度41.326分	
18 北緯36度16.684分 東経135度42.826分	
19 北緯36度19.384分 東経135度46.825分	

2 0	北緯36度19.184分	東経1.35度50.825分	
2 1	北緯36度22.684分	東経1.35度52.825分	
2 2	北緯36度24.683分	東経1.35度55.824分	
2 3	北緯36度26.683分	東経1.35度58.824分	
2 4	北緯36度28.183分	東経1.36度00.824分	
2 5	福井県と石川県の陸岸の境界の地点から真方位 315度の方向に引いた直線上における水深250mの 地点		
上記の点16、17、18、19、20および16 を順次に結ぶ線によって囲まれた海域			毎年6月1日からその年の 6月30日まで

(世界測地系)

第2 指示の有効期間

令和3年9月1日から令和8年8月31日まで

令和三年八月三十一日発

行

発行人

〒九一〇―八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県